

〔事案 30-73〕 新契約無効請求

・平成 31 年 1 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

募集人が申込書類を代筆し勝手に契約したことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 29 年 3 月に契約した組立型保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人である配偶者から本契約について説明はなく、保険証券も見たことはない。
- (2) 募集人は申込書および口座振替申込書を代筆したことを認めている。
- (3) 口座振替申込書に銀行届出印は押していないし、募集人に銀行口座番号も知らせていない。
- (4) 告知書には募集人から書くように言われて署名したかもしれないが、チェック欄は記入していないし、告知内容の説明もなく、保険のための告知であることも聞いていない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に際し、募集人は自宅で配偶者である申立人に設計書で 2 回説明した。
- (2) 募集人は申込書および口座振替申込書を代筆したが、申立人同意・同席のもとである。
- (3) 口座振替申込書への銀行届出印の押印は申立人が行った。
- (4) 告知書は申立人が署名のうえ記入した。
- (5) 銀行口座からの保険料引去りに気付いた後、ただちに募集人や当社に問い合わせず、口座にお金を入れずに悠長に失効を待つのは不自然である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が申込書類を代筆し勝手に契約したとは認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 保険契約という重要な契約では、確実に契約の意思を確認する意味からも、特別な事情がない限り代筆は行うべきではない。しかし、募集人は、申立人が家事で多忙な様子であったことを理由に、安易に代筆をした。
- (2) 募集人によれば、申込みの数日前におおまかに 10～15 分ほど契約内容を説明し、申込日にも申立人が多忙な中で設計書により説明したとのことであるが、これが事実であったとしても、十分な説明がなされているとは言えない。